

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4 階

関連者間取引に係る書類の整理保存の特例

Q 当社は複数の子会社や兄弟会社を抱えおり、グループ間の取引が多々あります。企業グループ間の取引について、金額の計算根拠などを記した書類の保存が必要となると聞きましたが、これはどのような内容でしょうか？

解説

企業グループ間で行われる法人間の取引について、その取引の内容や対価の計算根拠などがわかる書類を保存しなければなりません。

1. 内容

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、内国法人が関連者との特定取引を行った場合、その取引に関する取引関連書類等に、その資産又は役務の提供の明細やその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等を明らかにしなければなりません。

関連者とは下記の関係のものをいいます。（内国法人・外国法人を問いません）

関係の種類	具体的な内容
親子関係	一方の法人が他方の法人の発行済み株式等の50%以上を直接または間接に保有する関係
兄弟関係	同一の者によって、それぞれ発行済み株式等の50%以上を直接または間接に保有する関係
実質的支配関係	役員の2分の1以上が兼務している等により、一方の法人が他方の法人の事業方針を実質的に決定できる関係
連鎖関係	上記の関係が連鎖することで生じる関係

2. 対象となる特定取引と記載事項

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ① | 工業所有権等の譲渡又は貸付で関連者から内国法人に対して行われるもの |
| ② | 役務提供(技術指導など)で関連者から内国法人に対して行われるもの |

【記載事項】

- ✓工業所有権や役務提供の内容
- ✓工業所有権の譲渡や役務提供等に係る対価の額の明細及び計算方法など

要するに…

この制度の創設の目的は関連者間で実際に関連者間取引が行われたか否かの確認と対価の額やその算定根拠を明らかにすることです。もしこの書類を作成していないと、青色申告の取り消し事由に該当しますので、書類の整備を怠らないようにしましょう。